

2020年7月15日

厚生労働大臣 加藤 勝 信 様

要 請 書

全国被爆二世団体連絡協議会
会 長 崎 山 昇
公印略

1945年8月6日、9日広島・長崎に投下された原爆は20万人以上の人々を殺傷したばかりか、生き残った被爆者にも放射線による後遺症という苦しみを背負わすことになりました。しかも、原爆の恐怖は被爆者のみにとどまらず、それらの被爆者を父や母・祖父母として生まれた「被爆者の子ども・孫」、すなわち「被爆二世・三世」の問題としても引き継がれていきました。

原爆被爆二世は、全国に30万人とも50万人とも存在するといわれています。被爆者と同じような苦しみ、悩みはそのまま未来世代へと引き継がれてきています。

これまで、政府・厚生労働省は被爆二世・三世の健康実態調査を拒み、その対策をおろそかにしてきました。被爆二世に対する国の施策もわずかに年に1度の「被爆二世健康診断」がなされているにすぎません。

わたしたちは、原爆被爆二世の援護を進めるために、以下のことを求めます。

記

- 1 「被爆者援護法」を国家補償と被爆二世への適用を明記した「被爆者援護法」に改正すること。
 - ① 被爆二世健康診断に、ガン検診を加え、充実させること。
 - ② 健診の結果に応じた医療措置をおこなうこと。
 - ③ 被爆二世の実態調査を行い、被爆二世へ「被爆二世健康手帳」を発行すること。
- 2 「被爆二世健康診断」を、すべての自治体で希望者全員が受診できるような予算措置を講ずるとともに、自治体を指導すること。
- 3 放射線影響研究所の「被爆二世臨床調査」について国として責任ある対応を行い、被爆二世の援護対策にいかすこと。
- 4 在外被爆二世に対する「被爆二世検診」については、居住国の医療機関で受診できるような措置を講じること。
- 5 在外被爆者に被爆者援護法を適用し、被爆者の平等な援護をおこなうこと。